

福祉サービスの第三者評価基準（保育所）

．子どもの発達援助

- 1 発達援助の基本

- 1 - (1) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、更に地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。

【判断基準】

- a) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、更に地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。
- b) 保育計画は、保育の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮されていない。
- c) 保育計画が、保育の基本方針に基づいていない。

- 1 - (2) 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。

【判断基準】

- a) 定期的に指導計画の評価を行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。
- b) 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に反映されていない。
- c) 定期的に指導計画の評価を行っていない。

- 1 - (3) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。
- b) 子どもの発達状況に配慮しているが、一人一人に配慮した指導計画となっていない。
- c) 子どもの発達状況に配慮した指導計画となっていない。

- 1 - (4) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもの記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。
- b) 一人一人の子どもの記録はあるが、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されていない。
- c) 一人一人の子ども記録がない。

- 1 - (5) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。

【判断基準】

- a) ケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。
- b) ケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。
- c) ケース会議を開催していない。

- 1 発達援助の基本の特記事項

- 2 健康管理・食事

- 2 - (6) 登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。

【判断基準】

- a) 健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。
- b) 健康管理は、マニュアルなどはないが、各児童の健康状況に応じて実施している。
- c) 健康管理は、子ども一人一人の健康状態に応じて実施していない。

- 2 - (7) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。

【判断基準】

- a) 健診結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。
- b) 健診結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。
- c) 健診結果について、保護者や職員に伝達していない。

- 2 - (8) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。

【判断基準】

- a) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。
- b) 感染症への対応については、発生の状況を必要に応じて保護者に対して連絡しているが、マニュアルなどはない。
- c) 感染症への対応については、発生の状況を保護者に連絡していない。

- 2 - (9) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。

【判断基準】

- a) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。
- b) -
- c) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもに対する特別な取り組みを行っていない。

- 2 - (10) 日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じて、子どもの喫食状況を保護者に知らせている。

【判断基準】

- a) 日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じ、子どもの喫食状況を知らせている。
- b) 日々の献立を保護者に示しているが、喫食状況は知らせていない。
- c) 日々の献立を保護者に示していない。

- 2 - (11) 食事を楽しむことができる工夫をしている。

【判断基準】

- ア 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。
- イ 食器の材質や形などに配慮している。
- ウ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- エ 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。
- オ 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
- カ 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。
- キ おやつは、手作りを心がけている。
- ク 旬のものや季節感のある食材やメニューを取り入れている。
- ケ 嗜好調査や喫食状況に基づき食事内容を改善している。
- コ 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。
- サ 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。
- シ 調理作業をしている場面を子どもたちがみたり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。

【総合判断基準】

- a. 食事を楽しむことができる工夫をしている。
- b. どちらかといえば工夫をしている。
- c. 工夫をしていない。

- 2 健康管理・食事の特記事項

－ 3 保育環境

- 3 - (12) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

【判断基準】

- ア 採光に配慮している。
- イ 換気に配慮している。
- ウ 各部屋に湿温計などがあり、温度・湿度に配慮している。
- エ 手洗い場、トイレは、保育中も時折り清掃し、不快なおいがないようにしている。
- オ 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。
- カ 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。

【総合判断基準】

- a.よく整備されている。
- b.どちらかといえば整備されている。
- c.整備されていない。

- 3 - (13) 生活の場に相応しい環境とする取組みを行っている。

【判断基準】

- ア 子どもが不安になった時などにいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。
- イ 一人一人の子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。
- ウ 眠くなった時に安心して眠ることができる空間が確保されている。
- エ 食事のための空間が確保されている。
- オ 季節にあわせてインテリアが工夫されている。
- カ 配色に配慮した保育室となっている。
- キ 音楽や保育者の声など、音に配慮している。
- ク 屋外での活動の場が確保されている。

【総合判断基準】

- a.よい取組みが行われている。
- b.どちらかといえば取組みが行われている。
- c.組みが行われていない。

- 3 保育環境の特記事項

- 4 保育内容

- 4 - (14) 子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。

【判断基準】

- ア 子どもに分かりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。
- イ 「早くしなさい」とせかす言葉や「だめ」「いけません」など制止することばを不必要に用いないようにしている。
- ウ 子どもの質問に対して、「待ってて」「あとで」などと言わずに、なるべくその場で対応している。
- エ 「できない」「やって」などと言ってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。
- オ 「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- カ 登園時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。

【総合判断基準】

- a.子どもをよく受容しようと努めている。
- b.どちらかといえば子どもを受容しようと努めている。
- c.子どもを受容しようと努めていない。

- 4 - (15) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子どもの状況に応じて対応している。

【判断基準】

- ア トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人一人のリズムに合わせるようにしている。
- イ おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
- ウ 衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切にしている。
- エ 子どもが自分で着脱しやすいように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫がみられる。
- オ 休息時には、子守歌を歌ったり、背中を軽くたたくなど、安心して心地よい眠りにつけるように配慮している。
- カ 休息時間以外でも、一人一人の状況に応じて、眠らせたり、身体を休ませるようにさせたりしている。
- キ 休息時間に、眠くない子どもへの配慮をしている。

【総合判断基準】

- a..一人一人の子どもの状況に応じてよく対応している。
- b.どちらかといえば対応している。
- c.対応していない。

- 4 - (16) 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。

【判断基準】

- ア 子どもの発達段階に即した玩具や遊具が用意されている。
- イ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。
- ウ 好きな遊びができるコーナーが用意されている。
- エ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。

【総合判断基準】

- a.環境がよく整備されている。
- b.どちらかといえば整備されている。
- c.整備されていない。

- 4 - (17) 身近な自然や社会と関わられるような取組みがされている。

【判断基準】

- ア 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。
- イ 園庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を活用している。
- ウ 散歩などで地域の人たちに接する機会をつくっている。
- エ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。

【総合判断基準】

- a.よく取組みがなされている。
- b.どちらかといえば取組みがなされている。
- c.取組みがなされていない。

- 4 - (18) さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。

【判断基準】

- ア 子どもが自由に歌ったり、踊ったりする場面がみられる。
- イ さまざまな楽器を楽しめるようになっている。
- ウ クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材を子どもたちが自分で使えるように用意されている。
- エ 子どもの作品が保育に活かされたり、工夫して飾られたりするなど、大切に扱われている。
- オ 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。
- カ 絵本の読みきかせや紙芝居などを積極的に取り入れている。

【総合判断基準】

- a.よく配慮されている。
- b.どちらかといえば配慮されている。
- c. 配慮されていない。

- 4 - (19) 遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。

【判断基準】

- ア 子ども同士の間をよりよくするような適切な言葉かけをしている。
- イ けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助している。
- ウ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。
- エ 当番活動などが日常生活の中で行われている。
- オ 異年齢の子どもとの交流が行われている。

【総合判断基準】

- a.よく配慮されている。
- b.どちらかといえば配慮されている。
- c.配慮されていない。

- 4 - (20) 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。

【判断基準】

- ア 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができるよう配慮している。
- イ 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。
- ウ 一人一人の子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てるよう努めている。
- エ 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みを行っている。
- オ 子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加している。

【総合判断基準】

- a.よく配慮されている。
- b.どちらかといえば配慮されている。
- c.配慮されていない。

- 4 - (21) 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。

【判断基準】

- ア 「男の子だからめそめそするな」などと、子どもの態度について、性別性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- イ 「それは女の子の色」などと、子どもの服装について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- ウ 「それは女の子の遊び」などと、子どもの遊び方について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- エ 「男の子だから家事をすることはない」などと、育児、家事、介護などについて、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- オ 「それは男（女）の子の仕事」などと、職業について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。

【総合判断基準】

- a.よく配慮されている。
- b.どちらかといえば配慮されている。
- c.配慮されていない。

- 4 - (22) 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

【判断基準】

- ア 授乳は、子どもが欲しがる時に、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。
- イ 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人一人の子どもの状況に配慮して行っている。
- ウ おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。
- エ 一人一人の生活リズムに合わせて睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されている。
- オ 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。
- カ 喃語には、ゆったりとやさしく応えている。
- キ 顔を見合ってあやしたり、乳児とのやりとりや触れ合い遊びを行っている。
- ク たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。
- ケ 寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている。
- コ 特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。

【総合判断基準】

- a.よく配慮されている。
- b.どちらかといえば配慮されている。
- c.配慮されていない。

- 4 - (23) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

【判断基準】

- ア 家庭的な雰囲気を感じられる。
- イ 好きなことをしてくつろげる空間や遊具がある
- ウ 長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供されている
- エ 一人一人の子どもの要求に応えて、抱いたり、声をかけるなど、ゆったりと接している。
- オ 異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。
- カ 子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っているか。

【総合判断基準】

- a.よく配慮されている。
- b.どちらかといえば配慮されている。
- c.配慮されていない。

- 4 - (24) 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

【判断基準】

- ア 障害のない子どもの、障害児への関わりに対して配慮している。
- イ 園舎はバリアフリーの配慮がみられる。
- ウ 障害児の特性に合わせた園での生活の仕方の計画が立てられている。
- エ 障害児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。
- オ 障害児保育担に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。
- カ 医療機関や専門機関から相談や助言を必要に応じて受けられる。
- キ 保護者に、障害児に関する適切な情報を伝えるための取組みを行っている。

【総合判断基準】

- a.よく配慮されている。
- b.どちらかといえば配慮されている。
- c.配慮されていない。

- 4 保育内容の特記事項

.子育て支援

- 1 入所児童の保護者の育児支援

- 1 - (1) 一人一人の保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。

【判断基準】

- a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。
- b) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っている。
- c) 一人一人の保護者と、子どもについて情報交換を行っていない。

- 1 - (2) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。

【判断基準】

- a) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。
- b) -
- c) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されていない。

- 1 - (3) 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。

【判断基準】

- a) 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。
- b) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。
- c) 懇談会などの話し合いの場を設けていない。

- 1 - (4) 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっていない。

【判断基準】

- a) 虐待などの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。
- b) 虐待などの早期発見に努めているが、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっていない。
- c) 虐待などの早期発見に努めていない。

- 1 - (5) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。

【判断基準】

- a) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。
- b) -
- c) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機関に照会、通告を行う体制が整っていない。

- 1 入所児童の保護者の育児支援の特記事項

- 2 多様な保育子育てニーズへの対応

- 2 - (6) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映している。

【判断基準】

- a) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映させている。
- b) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みは行っているが、それを事業に反映させていない。
- c) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行っていない。

- 2 多様な子育てニーズへの対応の特記事項

- 3 地域の子育て支援

- 3 - (7) 育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。

【判断基準】

- ア 電話やファクスなどによる子育て相談を行っている。
- イ 来園による子育て相談を行っている。
- ウ 育児情報の提供を行っている。
- エ 親子学級など地域の子育て家庭の親子が定期的に集まる機会を設けている。
- オ 地域の子育て家庭の親子と園に通っている親子が交流する機会を設けている。
- カ 地域の母子保健活動と連携した取り組みを行っている。

【総合判断基準】

- a. よい取り組みが行われている。
- b. どちらかといえば取り組みが行われている。
- c. 取り組みが行われていない。

- 3 - (8) 一時保育は、一人一人の子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。

【判断基準】

- ア 一時保育のための保育室などの確保に配慮している。
- イ 一時保育のための担当者が決められている。
- ウ 一人一人の子どもの日々の状態を把握している。
- エ 保護者とのコミュニケーションを十分にとっている。
- オ 一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。

【総合判断基準】

- a. 一時保育の内容や方法によく配慮している。
- b. 一時保育の内容や方法にどちらかといえば配慮している。
- c. 一時保育の内容や方法に配慮していない。

- 3 地域の子育て支援の特記事項

. 地域の住民や関係機関等との連携

- 1 地域の住民や関係機関・団体との連携

- 1 - (1) 保育所の役割を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを職員が共有している。

【判断基準】

- a) 地域の関係機関についての情報を収集し、それを職員が共有している。
- b) 地域の関係機関についての情報を収集しているが、それを職員が共有していない。
- c) 地域の関係機関についての情報を収集していない。

- 1 - (2) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。

【判断基準】

- a) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。
- b) -
- c) 医療機関などに相談や連携ができる体制になっていない。

- 1 - (3) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。

【判断基準】

- a) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。
- b) -
- c) 児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっていない。

- 1 - (4) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。

【判断基準】

- a) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けたり、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。
- b) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けているが、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がない。
- c) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会がない。

- 1 - (5) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。
- b) -
- c) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っていない。

- 1 - (6) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。

【判断基準】

- a) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。
- b) -
- c) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしていない。

- 1 - (7) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。

【判断基準】

- a) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。
- b) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解されているが、受け入れの担当者が決められていない。
- c) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解されていない。

- 1 地域の住民や関係機関・団体との連携の特記事項

- 2 実習・ボランティア

- 2 - (8) 実習生を受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。

【判断基準】

- a) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。
- b) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解されているが、実習担当者が決められていない。
- c) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解されていない。

- 2 - (9) ボランティアを受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。

【判断基準】

- a) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。
- b) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解されているが、受け入れの担当者が決められていない。
- c) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解されていない。

- 2 実習・ボランティアの特記事項

. 運営管理

- 1 基本方針

- 1 - (1) 保育所の保育理念及び基本方針が明文化されている。

【判断基準】

- a) 保育理念及びその理念に基づいた保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。
- b) 保育理念及びその理念に基づいた保育サービス提供の基本方針のいずれかが明文化されている。
- c) 保育理念と保育サービス提供の基本方針のいずれも明文化されていない。

- 1 - (2) 保育理念や基本方針を職員、保護者、関係者に周知するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者だけでなく、地域の住民や関係機関なども対象に含め、周知を図るための取組を行っている。
- b) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者に周知するための取組を行っているが、地域の住民、関係機関などには、その周知を図るための取組を行っていない。
- c) 保育理念及び基本方針を職員、保護者、関係者いずれにも周知するための取組を行っていない。

- 1 基本方針の特記事項

- 2 組織運営

- 2 - (3) 保育の質の向上や改善のための取組みを、職員参加により行っている。

【判断基準】

- a) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に（年に複数回）意見を聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取組みを行っている。
- b) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に（年に複数回）意見を聞くための場を設けているが、それを踏まえて、保育の質の向上や改善のための取組みを行っていない。
- c) 定例の会議を含め、保育の質の向上や改善に関し、職員からの意見を聞いていない。

- 2 - (4) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。

【判断基準】

- a) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。
- b) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っているが、職員参加が図られていない。
- c) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っていない。

- 2 - (5) 職員の研修ニーズを把握し、職員に適切な研修機会を確保している。

【判断基準】

- a) 職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを把握し、適切な研修機会の確保を行っている。
- b) 職員の研修機会は確保しているが、職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを把握していない。
- c) 職員の研修機会を確保していない。

- 2 組織運営の特記事項

- 3 守秘義務の遵守

- 3 - (6) 守秘義務の遵守を周知している。

【判断基準】

- a) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、職員に周知している。
- b) -
- c) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、職員に周知していない。

- 3 守秘義務の遵守の特記事項

- 4 情報提供・保護者の意見の反映

- 4 - (7) 情報提供に当たって、わかりやすく伝える工夫や配慮を行っている。

【判断基準】

- ア 園だより、クラスだより等を配布している。
- イ 園の掲示等による保護者への情報提供について、わかりやすく伝える工夫がみられる。
- イ パンフレットや要覧等を園児の保護者以外にも配布している。
- ウ 園外向けの掲示板やポスター等で、園の様子や行事などについて、地域の人に見てもらえるようにしている。
- エ ホームページや情報誌など誰もが容易に入手できる形態の広報媒体がある。
- オ 園の運営状況等についての情報を求めに応じて公開できるようにしている。

【総合判断基準】

- a. 情報提供をよく行っている。
- b. 情報提供をどちらかといえば行っている。
- c. 情報提供をほとんど行っていない。

- 4 - (8) 保育の実施に当たり、保護者から意見を聞くための取り組みを行い、その意向に配慮している。

【判断基準】

- a) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行うとともに、その意向に配慮している。
- b) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行っているが、その意向に配慮していない。
- c) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外には、保護者の意見を聞くための取り組みを行っていない。

- 4 情報提供・保護者の意見の反映の特記事項

- 5 安全・衛生管理

- 5 - (9) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。

【判断基準】

- a) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。
- b) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルはあるが、全職員に周知されていない。
- c) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがない。

- 5 - (10) 事故防止のための具体的な取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。
- b) 事故防止のためのチェックリスト等はないが、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。
- c) 事故防止に向けた具体的な取り組みを行っていない。

- 5 - (11) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。

【判断基準】

- a) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルがあり、適切に実施されている。
- b) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルはあるが、適切に実施されていない。
- c) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがない。

- 5 安全・衛生管理の特記事項
